

建設業法令遵守ガイドライン解説Ⅲ

【その3】

不当に低い請負代金の禁止（建設業法第19条の3関係）

建設業法第19条の3では、「注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。」と定められております。

①「自己の取引上の地位を不当に利用して」とは、「元請負人が下請負人に著しく不利益な要求をしても、下請負人が拒否できないといった、取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を選ぶ権限を有する立場を背景に不当な取引等を強いること」とされております。

②「通常必要と認められる原価」は、下請負人の実行予算や下請負人による再下請先、資材業者等との取引状況、当該施工地域における同種工事の実例等により判断することになっております。

ここで禁止される行為は、当初の契約はもとより、原価の増額が必要となる工事内容の変更があったにもかかわらず下請代金の増額に応じない場合、一方的な下請代金の減額、やり直し工事の費用を一方的に下請負人に負担させる場合、一方的に諸費用を下請負人に負担させる（いわゆる赤伝処理）場合などが対象となりますのでご注意ください。

ご相談はお気軽にメールください。